

相続・贈与・事業承継が専門です。

# 資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS  
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成30年5月1日

# 5

No. 146

## 今月の Q&A

被相続人が連帯保証人になっていることがわかりました。  
対処方法はありますか。

平成30年から非上場株式等の贈与税及び相続税の納税猶予が非常に有利になり、かつリスクもほとんどなくなり利用しやすくなったと聞きました。  
その概要を教えてください。



## 今月のお知らせ

### 小冊子無料進呈のご案内

先着10名様

## Q&A 特例 (平成30年4月新設) 事業承継税制

編著：TKC全国会

特例事業承継税制の概要

制度を利用するための要件など

特例事業承継税制の活用に向けて



A4版  
(24ページ)

平成30年度税制改正で創設された『特例事業承継税制』を皆様へ早期に告知するためのQ&A冊子です。

無料進呈しております。※先着10名様  
ご希望の方は下記までお気軽にお申し込み下さい。

### <お申し込み・お問合せ先>

京都税理士法人 京都本社 財産管理部  
受付：杉本

☎075-693-6363

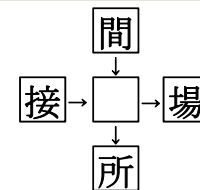
<お電話受付時間> 9:00-17:00 (土日祝除く)

### 今月の クイズ ?

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ  
作ってみましょう！  
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

①間→□ ②接→□  
③□→所 ④□→場 の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前々号 (No.144 平成30年3月号) の解答は【前】でした。

出  
生前  
売  
提

◆◆◆◆◆ お問い合わせ ◆◆◆◆◆

## 01 今月のピックアップ

**Q** 被相続人が連帯保証人になっていることがわかりました。対処方法はありますか。

**A** 相続放棄が考えられます。



被相続人の財産を整理をしていると、被相続人が連帯保証人になっていることがわかったことがあります。

財産を相続するなら債務だけではなく、連帯保証人としての立場も引き継ぐことになります。財産を相続するということは責任も引き継ぐ必要があるからです。

連帯保証人を引き継ぎたくなければ相続放棄の検討が必要です。相続放棄とは、一切の遺産相続をせずに全てを放棄してしまうことです。

相続放棄は各相続人が、「自分が相続人になったことを知った時から3ヶ月以内」に、家庭裁判所に対して「相続放棄申述書」を提出しなければならず、家庭裁判所に認められれば、「相続放棄申述受理通知書」が交付されます。

原則としてこの期間内に申述しなかった場合は、単純承認したものとみなされますので注意が必要です。

もし財産を取得しなかったとしても債務や連帯保証の場合には、その特定の人が全てを背負うわけではなく、相続開始の時点で共同相続人に相続分に応じて自動的に相続されます。

遺産分割協議で誰が債務を相続することに決めたとしても、それを債権者に主張することはできません。

仮に子が相続人の場合、子が相続放棄をすれば相続順位が両親へ移ります。両親が死去されていれば、兄弟姉妹へ相続順位が移ります。兄弟姉妹へ相続順位が移れば思わぬ形で債務等を被る可能性があります。トラブルになりかねません。

相続放棄するのであれば、両親、兄弟姉妹へ連絡等の調整を行い、子のみでなく両親や兄弟姉妹全員が相続放棄を検討する必要があります。



税理士 江後慎太郎

## 02 連載！事業承継のススメ

**Q** 平成30年から非上場株式等の贈与税及び相続税の納税猶予が非常に有利になり、かつリスクもほとんどなくなり利用しやすくなったと聞きました。その概要を教えてください。

**A** 特例事業承継税制が創設され、一定の手続きによって一括で贈与等をした非上場株式等の贈与税額が全額納税猶予されます。贈与した先代経営者の死亡の際には贈与時の評価額が相続税の課税対象とされますが、これも全額猶予されます。



中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (相続税・贈与税)

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。
- ①対象株式数・猶予割合の拡大 ②対象者の拡大 ③雇用要件の弾力化 ④新たな減免制度の創設等を行う。

### ◆税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

#### 現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。

#### 改正後

- 対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

### ◆税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

#### 現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

#### 改正後

- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に(経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要)。

納税猶予の特例を活用する為にもまずは後継者を誰にするのかを決定する必要があります。周りの方の理解や協力が得られるよう計画的に事業承継に取り組みましょう。



課長 牧本